

議 会 事 務 局	受付番号	平成 26 年第 2 号
	受付日	平成 26 年 8 月 1 日
	送付日	平成 26 年 8 月 1 日
	回答受理日	平成 年 月 日

様式第 1 号 (第 3 条関係)

松阪市長 山 中 光 茂 様
(市議会議長経由)

議員名 久松倫生 

文 書 質 問 書

松阪市議会文書質問取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問いたします。

記

- 1 質問件名 「松阪市人権施策基本方針 第 2 次案」(1)同和問題
における問題点について。
- 2 質問内容 別紙のとおり
- 3 回答期限及びその理由 2週間程度。

文書質問 「松阪市人権施策基本方針第二次案」(1) 同和問題 における問題点について

先に示された「松阪市人権施策基本方針第二次案」について(1)同和問題にしばって質問します。具体的には、第一次「松阪市人権施策基本方針」から第二次案への変更点を中心に検証します。

「同和問題は依然として深刻にして重大な問題であり、国連においても『職業及び世系にもとづく差別』に関する重要な人権課題として取り上げられています」という部分は一次も二次も全く同じ文言で、同和問題が深刻ということを行うための決まり文句、金科玉条と言ってよいでしょう。強調したいのはその前段の結論を導く部分です。「第一次」では、2007年(平成19)の人権問題に関する意識調査をもとに「結婚などの身元調査を肯定する人や同和地区の居住を避ける人が多いことなどの結果」「同和問題は…」と述べていた。「第二次」は2012年(平成24)の調査をもとにして「同和問題へのかかわりを避ける意識(地縁忌避意識など)や結婚時などで身元調査を肯定したり、同和事業が終了した今日においても、特別事業が継続しているかのような受け止め方をする市民が多くみられるなど、人権・同和教育や啓発などの取り組みがすすめているものの」という認識を示したうえで決まり文句の「同和問題は…」となっています。

「基本方針」①の部分で、「わが国特有の社会問題である同和問題の歴史的な背景や現代の社会システムから生み出される社会的矛盾を知り」という文言がなくなり、「差別の現実を踏まえるなかで」という文言が入ったと思われます。また、③の部分では隣保館の位置づけが述べられ、広域隣保館事業の充実が述べられています。

これらを踏まえて、いくつか質問します。

第一は、前提となる「意識調査」についてです。2007年にしても、2012年にしても意識調査自体が部落解放研究所へ丸投げされてきたもので、客観的な資料として信頼に足るものかどうかということ、それに基づく分析が恣意的でないかという疑問です。いかがでしょうか。

第二は、強調したい前段部分ですが、居住や身元調査はそう変わらないにしても、同和事業についての記述は、多くの特徴があると思います。一つは、「同和事業が終了した今日」という記述です。松阪市としては今日終了しているというのであれば、いつ終了したという認識なのか、お示してください。二つは、「特別事業が継続しているかのような受け止め方をする市民が多くみられる」という部分についてです。ここで訊きたいのは、市民に誤解を与えるような「同和事業」の在り方が問題だったのか、無理解な市民が悪いというのか、どちらなのかという問題です。いまだに同和事業があると思っている方や、「同和」というと何かできるような思い違いをしている方もあるのは事実ですが、その要因はしっかり見極めなくてはなりません。書かれた表現だと、市民の無理解が強調され、啓発の対象とだけされるような感じをもちますが、市としてのとらえ方はどうでしょうか。

第三は、同和問題のとらえ方です。第一次から消えた部分の同和問題の記述が、差別の現実の一言になってしまうと歴史的経過などが、消されてしまうのではないかと、差別が解消されてきた過程を無視する意図があるのではないかとありますが如何でしょうか。

第四に、広域隣保館事業ですが、現在はどんな事業となっているのか、さらに「充実」とは、この事業を拡大し、特定の個人や団体の仕事づくりにつながることはないのか、明確な見解を示して下さい。

以上、答弁をお願いします。